

議第53号

檀原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

檀原市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者の権限を行う市長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出等)

第3条 市の機関は、個人情報取扱事務（継続的に又は反復して個人情報を取り扱う事務であつて、個人情報ファイルその他保有個人情報を含む情報の集合体を利用し、又はこれを作成することとなるものをいう。以下この条において同じ。）を開始しようとするとき（開始した個人情報取扱事務の全部を変更し、変更後の個人情報取扱事務を開始しようとするときを含む。）は、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報の利用目的

(3) 個人情報の対象者の範囲及び人数

(4) 個人情報の記録項目

- (5) 個人情報の取得先
- (6) 個人情報の利用目的以外の目的のための自らの利用又は提供の有無
- (7) 個人情報の保存の形態及び処理の委託の有無
- (8) 個人情報取扱事務で用いる個人情報ファイルの名称及び地方公共団体等行政文書の名称
- (9) 個人情報取扱事務を所管する市の機関の組織の名称
- (10) その他市長が規則で定める事項

2 市の機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があった事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項の記載を求めることができる。

(開示決定等の期限に関する特例)

第5条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び法第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「起算して15日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「起算して45日以内」と、「同条第1項」とあるのは「檀原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年檀原市条例第 号）第5条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合においてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法による交付。以下この条において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(訂正請求の手続)

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項の記載を求めることができる。

(訂正決定等の期限に関する特例)

第8条 市の機関が訂正決定等をする場合における法第94条第1項及び法第95条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「起算して30日以内」とし、同条中

「同条第1項」とあるのは「橿原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年橿原市条例第 号）第8条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

（利用停止請求の手続）

第9条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項の記載を求めることができる。

（利用停止決定等の期限に関する特例）

第10条 市の機関が利用停止決定等をする場合における法第102条第1項及び法第103条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「起算して30日以内」とし、同条中「同条第1項」とあるのは「橿原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年橿原市条例第 号）第10条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

（行政不服審査会の調査審議等の手続）

第11条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、橿原市行政不服審査法施行条例（平成28年橿原市条例第6号）第6条第1項の橿原市行政不服審査会（以下「審査会」という。）にしなければならない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、前項の諮問をした市の機関（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

3 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

（情報公開・個人情報保護制度運営審議会への諮問）

第12条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号）別表の橿原市情報公開・個人情報保護制度運営審議会に諮問することができる。

（1）この条例その他個人情報（特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する「特定個人情報」をいう。）を除く。）の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合

（2）その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

（市長の調整）

第13条 市長は、市長以外の市の機関に対し、個人情報の保護に関し、報告を求め、又は助言を行うことができる。

(施行の状況の公表)

第14条 市長は、毎年度、市の機関における法及びこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(橿原市個人情報保護条例の廃止)

第2条 橿原市個人情報保護条例（平成11年橿原市条例第17号。）は、廃止する。

(橿原市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の橿原市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第8号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していた者に係る旧条例第3条第2項の規定によるその職務上知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない責務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧条例第13条第1項に規定する受託者（以下「受託者」という。）である者若しくは受託者の役員（団体又は法人の代表者、取締役、無限責任社員、理事、監査役、監事その他これらに類する者をいう。以下この項及び次項において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者である者又はこの条例の施行前において受託者であった者若しくは受託者の役員、代理人、使用人その他の従業者であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者に係る同条第2項の規定による当該委託を受けた業務（以下「受託業務」という。）に関して知り得た旧個人情報を漏らしてはならない責務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第14条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）である者若しくは指定管理者の役員である者若しくは同項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理の業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者であった者若しくは指定管理者の役員であった者若しくは公の施設の管理の業務に従事していた者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者に係る同条第2項の規定による当該管理の業務（以下「管理業務」という。）に関して知り得た旧個人情報を漏らしてはならない責務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行前に旧条例第15条、第25条又は第30条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第11号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- （1）この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- （2）この条例の施行の際現に受託業務に従事している者又はこの条例の施行前において受託業務に従事していた者
- （3）この条例の施行の際現に管理業務に従事している者又はこの条例の施行前において管理業務に従事していた者
- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 8 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（檀原市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 附則第6条の規定による改正後の檀原市情報公開条例（平成10年檀原市条例第15号）第6条の規定は、この条例の施行後にされた公開請求（檀原市情報公開条例第6条第1項に規定する公開請求をいう。以下同じ。）について適用し、この条例の施行前にされた公開請求については、なお従前の例による。

（檀原市印鑑条例の一部改正）

第5条 檀原市印鑑条例（昭和52年檀原市条例第13号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表	
改 正 前	改 正 後
<u>（閲覧の禁止）</u> 第18条 市長は、 <u>印鑑登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはならない。</u> 第19条～第21条 （略）	第18条～第20条 （略）

(樫原市情報公開条例の一部改正)

第6条 樫原市情報公開条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 <u>市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</u> (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図面、写真、マイクロフィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類するもの</u>であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。 (3) 公開 閲覧に供し、又は写しを交付することを<u>いう。</u> (公開しないことができる情報) 第6条 実施機関は、行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）に係る情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該行政文書を公開しないことができる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 <u>市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者の権限を行う市長をいう。</u> (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）</u>であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。 (3) 公開 <u>文書又は図画については</u>閲覧に供し、又は写しを交付することをいい、<u>電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うことをいう。</u> (公開しないことができる情報) 第6条 実施機関は、行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）に係る情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該行政文書を公開しないことができる。

改正前	改正後
(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（<u>文書、図面、写真、マイクロフィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類するものに記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第3項において同じ。</u>）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令<u>又は</u>条例等（以下「法令等」という。）の規定により<u>閲覧することができる</u>とされている情報 イ <u>公表することを目的として作成し、又は取得した情報</u> ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）<u>の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職に関する情報</u>	(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（<u>文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第3項において同じ。</u>）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令<u>若しくは</u>条例等（以下「法令等」という。）の規定により<u>又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報</u> イ <u>当該個人が</u>公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）<u>である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</u>

改正前	改正後
エ <u>人の生命、身体、健康、財産又は生活</u>を保護するため、<u>公開</u>することがより必要であると認められる情報 (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、<u>当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、公開することがより必要であると認められるものを除く。</u> ア <u>公開</u>することにより、当該法人等又は当該個人の<u>競争上の地位、財産権</u>その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ <u>実施機関から</u>の要請を受けて、公にしないと<u>の約束の下に任意に提供されたもので、法人等又は個人における常例として公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの</u> (3) <u>公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</u>	ウ 人の生命、健康、<u>生活又は財産</u>を保護するため、<u>公に</u>することが必要であると認められる情報 (2) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</u> (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、<u>人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</u> ア <u>公に</u>することにより、当該法人等又は当該個人の<u>権利、競争上の地位</u>その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ <u>実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</u>

改正前	改正後
<u>(4) 実施機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「国等」という。）との間における依頼、協議等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの</u> <u>(5) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関との間における審議、検討、協議等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれが明白かつ具体的なもの</u> <u>(6) 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、入札、人事管理その他の実施機関の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な遂行に著しい支障が生じるおそれがあるもの</u>	<u>(4) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討、協議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</u> <u>(5) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</u> <u>ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</u> <u>イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</u> <u>ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</u> <u>エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u>

改正前	改正後
<u>(7) 法令等の規定により、公開できないとされている情報</u> 2 (略) (第三者保護に関する手続) 第12条 公開請求に係る行政文書に、<u>国等</u>及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、実施機関は、公開等決定をするに際し、次項に規定する場合を除き、必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。 2 公開請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6条第1項第1号エ、同項<u>第2号</u>ただし書又は同条第2項の規定により当該行政文書を公開しようとするときは、実施機関は、公開の決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないときはこの限りでない。 3 (略) (公開の実施) 第13条 (略)	<u>れ</u> <u>オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</u> <u>れ</u> <u>カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</u> <u>キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u> 2 (略) (第三者保護に関する手続) 第12条 公開請求に係る行政文書に、<u>国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人</u>及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、実施機関は、公開等決定をするに際し、次項に規定する場合を除き、必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。 2 公開請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6条第1項第1号ウ、同項<u>第3号</u>ただし書又は同条第2項の規定により当該行政文書を公開しようとするときは、実施機関は、公開の決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないときはこの限りでない。 3 (略) (公開の実施) 第13条 (略)

改 正 前	改 正 後
2 実施機関は、公開請求に係る行政文書を<u>直接</u>公開することにより、当該行政文書を汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき又は第7条第1項の規定による行政文書の部分公開をするときその他合理的な理由があるときは、当該行政文書を複写し、若しくは複製したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。 3 (略)	2 実施機関は、公開請求に係る行政文書を<u>閲覧に供して</u>公開することにより、当該行政文書を汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき又は第7条第1項の規定による行政文書の部分公開をするときその他合理的な理由があるときは、当該行政文書を複写し、若しくは複製したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。 3 (略)

(橿原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第7条 橿原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年橿原市条例第14号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(秘密保持義務) 第10条 指定管理者若しくは指定管理者であった者（以下「指定管理者等」という。）又は指定管理者等の役員（団体又は法人の代表者、取締役、無限責任社員、理事、監査役、監事その他これらに類する者をいう。以下同じ。）若しくは公の施設の管理の業務に従事している者は、<u>橿原市個人情報保護条例（平成11年橿原市条例第17号）第14条</u>の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者等の役員又は公の施設の管理の業務に従事している者にあつては、その職を退いた後も、同様とする。	(秘密保持義務) 第10条 指定管理者若しくは指定管理者であった者（以下「指定管理者等」という。）又は指定管理者等の役員（団体又は法人の代表者、取締役、無限責任社員、理事、監査役、監事その他これらに類する者をいう。以下同じ。）若しくは公の施設の管理の業務に従事している者は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者等の役員又は公の施設の管理の業務に従事している者にあつては、その職を退いた後も、同様とする。

(橿原市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第8条 檜原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年檜原市条例第23号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前				改 正 後			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
附属機関の 属する執行 機関	附属機関	担任意務	委員の定数	附属機関の 属する執行 機関	附属機関	担任意務	委員の定数
市長	(略)			市長	(略)		
	檀原市情報公開・個人情報保護制度運営審議会	情報公開制度及び個人情報保護制度の運営全般に関する重要事項についての調査審議に関する事務	10人以内		檀原市情報公開・個人情報保護制度運営審議会	情報公開制度及び檀原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年檀原市条例第 号）第12条の規定による諮問についての調査審議に関する事務	10人以内
	(略)				(略)		
(略)				(略)			

理由 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において個人情報の保護に関する法律が一部改正されたことに伴い、同法の規定により委任され、又は許容される事項を定める条例を制定するもの

議第54号

檀原市の職員の定年等に関する条例の一部改正について

檀原市の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

檀原市の職員の定年等に関する条例（昭和58年檀原市条例第1号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。	<u>目次</u> <u>第1章 総則（第1条）</u> <u>第2章 定年制度（第2条～第5条）</u> <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条～第11条）</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u> <u>第5章 雑則（第14条）</u> <u>附則</u> <u>第1章 総則</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

改 正 前	改 正 後
(定年による退職) 第2条 職員は、定年に達した日以降における最初の3月31日に退職する。 (定年) 第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。 (<u>技能職員の定年による退職の特例</u>) 第4条 任命権者は、定年に達した<u>技能職員（地方公務員法第57条に規定する職員のうち、公立学校の教職員及び企業職員以外の者をいう。以下同じ。）</u>が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件の特殊性を考慮し、次の各号に該当し、かつ、別に定める事由に該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。</u> <u>(1) 退職する前の勤務成績が良好であること。</u>	<u>第2章 定年制度</u> (定年による退職) 第2条 職員は、定年に達した日以降における最初の3月31日 <u>(以下「定年退職日」という。)</u>に退職する。 (定年) 第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。 (定年による退職の特例) 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> <u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u>

改 正 前	改 正 後
<u>(2) 職務の遂行に必要な技能を有していること。</u> 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項<u>事由が引き続き存する</u>と認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> 3 任命権者は、第1項の期限又は前項の規定により延長された期限が到来する前に第1項<u>事由が存しなくなったと認めるときは、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u> 4 <u>前3項の規定を実施するために必要な手続は、市長が別に定める。</u>	<u>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる<u>事由が引き続きある</u>と認めるときは、市長の承認を得て、<u>これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> 3 <u>任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</u> 4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u> 5 <u>前各項の規定を実施するために必要な手続は、別に定める。</u> <u>（定年に関する施策の調査等）</u> 第5条 <u>市長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。</u> 第3章 <u>管理監督職勤務上限年齢制</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u> <u>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、橿原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年橿原市条例第29号）第14条の2第1項に規定する管理職手当を支給する職とする。</u> <u>(管理監督職勤務上限年齢)</u> <u>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u> <u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u> <u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u> <u>(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</u> <u>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u> <u>(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。</u> <u>（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）</u> <u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。</u> <u>（1） 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>（2） 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>（3） 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>と。</u> <u>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> <u>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>に降任し、若しくは転任することができる。</u> <u>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u> <u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u> <u>第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u> <u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u> <u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u> <u>（定年前再任用短時間勤務職員の任用）</u> <u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前</u>

改 正 前	改 正 後
附 則 1・2 (略)	<u>の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</u> <u>第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（本市が組織する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の地方公共団体の組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</u> <u>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</u> <u>第5章 雑則</u> <u>（雑則）</u> <u>第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</u> 附 則 1・2 (略) <u>（定年に関する経過措置）</u> <u>3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>

改 正 前	改 正 後		
	<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>		<u>61年</u>
	<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>		<u>62年</u>
	<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>		<u>63年</u>
	<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>		<u>64年</u>
	<u>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</u> <u>4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u>		

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の樫原市の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の樫原市の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えないことができる。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤務して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤務して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤務して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤務して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（本市が組織する地方自治法第284条第1項の地方公共団体の組合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1） 施行日以後に新たに設置された職

（2） 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1） 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

（2） 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(樫原市職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 樫原市職員の再任用に関する条例（平成13年樫原市条例第2号）は、廃止する。

理由 地方公務員法の一部改正により、定年年齢の引上げ、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制の導入、再任用制度の廃止、暫定再任用制度の特例措置等が行われるため、所要の改正を行うもの

議第 5 5 号

 樫原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

 樫原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

 令和 4 年 1 2 月 6 日提出

 樫原市長 亀田 忠彦

 樫原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

 樫原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年樫原市条例第 2 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（初任給、昇格、昇給の基準） 第 4 条 （略） 2 ～ 8 （略） <u>9 法第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額</u>は、当該職員に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額とする。ただし、育児短時間勤務職員となった再任用職員の給料月額は、当該職員の属する職務の級に応じた額に育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする。 <u>第 4 条の 2 再任用職員で法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額</u>は、前条第 9 項の規定にかかわ	（初任給、昇格、昇給の基準） 第 4 条 （略） 2 ～ 8 （略） <u>9 法第 2 2 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額</u>は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第 2 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、育児短時間勤務職員となった定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該職員の属する職務の級に応じた額に育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする。

改正前	改正後
<u>らず、同項の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> (通勤手当) 第8条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。） (3) (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（<u>再任用短時間勤務職員</u>、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、その額から、その額に1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間と	(通勤手当) 第8条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下<u>この項及び次項において</u>「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下<u>この項及び次項において</u>「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が規則で定めるもの（以下<u>この条において</u>「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。） (3) (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、その額から、その額に1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間と

改正前	改正後
して6箇月を超えない範囲で1箇月を単位として市長が規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。）につき、市長が規則で定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>その者</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） (2) (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤したものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額 3～5 (略) (時間外勤務手当) 第10条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間	して6箇月を超えない範囲で1箇月を単位として市長が規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。）につき、市長が規則で定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下<u>この項において</u>「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下<u>この号及び第3号において</u>「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>当該職員</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） (2) (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤したものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額 3～5 (略) (時間外勤務手当) 第10条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間

改正前	改正後
を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第１３条に規定する勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 （１）・（２）（略） ２（略） ３ <u>再任用短時間勤務職員</u>、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務に対する第１項の規定の適用については、同項中「<u>次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で市長が規則で定める割合</u>」とあるのは、「１００分の１００（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１２５）」とする。 ４ 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定による週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。）の時間が１箇月について６０時間を超えた職員には、その６０時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項<u>（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u>の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第１３条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１５０（その勤務が午後１０時から翌日	を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第１３条に規定する勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合には、その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 （１）・（２）（略） ２（略） ３ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務に対する第１項の規定の適用については、同項中「<u>正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合には、その割合に１００分の２５を加算した割合）</u>」とあるのは、「１００分の１００（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合には、１００分の１２５）」とする。 ４ 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定による週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。）の時間が１箇月について６０時間を超えた職員には、その６０時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第１３条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１５０（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合には、１００分の１７

改正前	改正後
の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 5 勤務時間等条例第8条の3第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175)から第1項に規定する市長が規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。 6 (略) (期末手当) 第15条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者の</u>在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。 4～6 (略) (勤勉手当)	5)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 5 勤務時間等条例第8条の3第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175)から第1項に規定する市長が規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。 6 (略) (期末手当) 第15条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員の</u>在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 <u>定年前三任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。 4～6 (略) (勤勉手当)

改 正 前	改 正 後
第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該<u>再任用職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額 3～6 （略） （<u>再任用職員</u>等についての適用除外） 第18条 第7条、第7条の2及び第8条の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。 2 （略） 附 則	第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額 3～6 （略） （<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>等についての適用除外） 第18条 第7条、第7条の2及び第8条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。 2 （略） 附 則

改 正 前	改 正 後
1～26 (略)	1～26 (略) <u>27 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第29項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条の3第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。</u> <u>28 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u> <u>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員</u> <u>(2) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員</u> <u>(3) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)</u> <u>29 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第31項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第27項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第２７項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u> <u>３０ 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第３条の３第２項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第３条の３第２項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u> <u>３１ 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第２７項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第２９項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u> <u>３２ 附則第２９項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第２７項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u> <u>３３ 附則第２７項から前項までに定めるもののほか、附則第２７項の規定による給料月</u>

改 正 前										改 正 後									
別表第 1（第 3 条関係） 給料表										額、附則第 2 9 項の規定による給料その他附則第 2 7 項から前項までの規定の施行に關 し必要な事項は、規則で定める。									
職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額		号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用 職員以 外の職 員	(略)									定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	(略)								
再任用職員										定年前再任用 短時間勤務職 員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
		187, 7 00	215, 2 00	255, 2 00	274, 6 00	289, 7 00	315, 1 00	356, 8 00	389, 9 00		187, 7 00	215, 2 00	255, 2 00	274, 6 00	289, 7 00	315, 1 00	356, 8 00	389, 9 00	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の樫原市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第27項から第33項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第3条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち同条例第3条の3第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を樫原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年樫原市条例第3号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第3条の3第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第16条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 新給与条例第4条第1項から第8項まで、第7条、第7条の2及び第8条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(その他の経過措置の規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

理由 地方公務員法の一部改正により、定年年齢の引上げ、60歳を超える職員の給料月額を60歳前の7割水準に設定する措置等が行われるため、所要の改正を行うもの

議第56号

檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例及び檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
 檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例及び檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
 令和4年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例及び檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
 (檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和31年檀原市条例第27号)の一部を次の表のように改正する。
 (下線部分は改正部分)

新旧対照表	
改 正 前	改 正 後
(退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る	(退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。)が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。 <u>第10条第2項において「勤務日数」という。</u>)が18日(1月間の日数(檀原市の休日を定める条例(平成元年檀原市条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。))が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員

改 正 前	改 正 後
部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された者、橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成20年橿原市条例第20号)第4条の規定により採用された者又は地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者については、この限りでない。</u> (11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者 (2)～(4) (略) 2・3 (略) (25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の3第1項の規定により退職した者	<u>みなし日数」という。)</u>以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる者については、この限りでない。 (11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者<u>(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)</u>又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者 (2)～(4) (略) 2・3 (略) (25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者<u>(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来</u>

改 正 前	改 正 後
(2) ～ (7) (略) 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（<u>前項</u>の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。 3 (略) (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第5条の3 第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>15</u>年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 (略)	<u>により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</u> (2) ～ (7) (略) 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（<u>同項</u>の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。 3 (略) (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第5条の3 第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>20</u>年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 (略)
(退職手当の調整額) 第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び市長が命ずる業務に従事させるための休職を除く。）並びに同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。<u>以下</u>「休職月等」という。）のうち市長	(退職手当の調整額) 第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び市長が命ずる業務に従事させるための休職を除く。）並びに同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。<u>第7条第4項において</u>「休職月等」とい

改 正 前	改 正 後
が規則で定めるものを除く。) ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額 (以下「調整月額」という。) のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額 (当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額) を合計した額とする。 (1) ～ (8) (略) 2～5 (略) (定年前に退職する意思を有する職員の募集等) 第8条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。 (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、勤続期間が20年以上であり、かつ、定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集 (2) (略) 2～10 (略) (失業者の退職手当) 第10条 (略) 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で<u>職員について定められている勤務時間以上勤務した日 (法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)</u> が<u>18日</u>以上ある月が1月以上あるもの (季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したもの	う。) のうち市長が規則で定めるものを除く。) ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額 (以下<u>この項及び第5項</u>において「調整月額」という。) のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額 (当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額) を合計した額とする。 (1) ～ (8) (略) 2～5 (略) (定年前に退職する意思を有する職員の募集等) 第8条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。 (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、勤続期間が20年以上であり、かつ、定年から<u>20年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集 (2) (略) 2～10 (略) (失業者の退職手当) 第10条 (略) 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で<u>勤務日数が職員みなし日数</u>以上ある月が1月以上あるもの (季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。) であった者 (以下この項において「職員等」という。) であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、

改 正 前	改 正 後
に限る。)であった者(以下この項において「職員等」という。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤務期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。 (1)・(2) (略) 3 (略) 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の条例で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。 5～8 (略)	当該勤務期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。 (1)・(2) (略) 3 (略) 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の条例で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。 5～8 (略)

改 正 前	改 正 後
9 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1) ～ (4) (略) (5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額 (6) (略) 10～15 (略) (退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略)	9 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1) ～ (4) (略) (5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額 (6) (略) 10～15 (略) (退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略)

改 正 前	改 正 後
2～4 (略) 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに、当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) (略) (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) (略) 6～10 (略) (退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支	2～4 (略) 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに、当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) (略) (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) (略) 6～10 (略) (退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支

改 正 前	改 正 後
給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職等処分（以下「<u>再任用職員等</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員等</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 （略） （退職をした者の退職手当の返納） 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合<u>にあっては</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処	給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職等処分（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 （略） （退職をした者の退職手当の返納） 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合<u>には</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行

改 正 前	改 正 後
分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員等に対する免職処分を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員等に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 （略） （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続	うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 （略） （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に

改正前	改正後
人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する檀原市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引	限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する檀原市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引

改 正 前	改 正 後
き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>等に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>再任用職員</u>等に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 6～8 （略）	き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>等に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>等に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 6～8 （略）

改 正 前	改 正 後
附 則 1・2 (略) 3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（樫原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和58年樫原市条例第2号。以下「昭和58年一部改正条例」という。）附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。 4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（昭和58年一部改正条例附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（昭和58年一部改正条例附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。 6 (略) 7 <u>令和4年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第8項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促	附 則 1・2 (略) 3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（樫原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和58年樫原市条例第2号。以下「昭和58年一部改正条例」という。）附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで<u>及び附則第8項から第14項までの規定により</u>計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。 4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（昭和58年一部改正条例附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2<u>及び附則第10項</u>の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（昭和58年一部改正条例附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第5条<u>及び附則第9項</u>の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。 6 (略) 7 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第8項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促

改正前	改正後
進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「 イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 」とする。	進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「 イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 」とする。 <u>8 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第8項」とする。</u> <u>9 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第9項」とする。</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>1 0 榺原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和3 2年榺原市条例第2 9号）附則第2 7項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</u> <u>1 1 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（退職の日において定められているその者に係る定年が6 0歳を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「1 0 0分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、1 0 0分の2）」とあるのは「1 0 0分の3」とする。</u> <u>1 2 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の規定の適用については、第5条の3本文及び第8条第1項第1号中「2 0年を」とあるのは「1 5年を」とするほか、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ「6 0歳」とする。</u> <u>1 3 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が6 0歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「1 0 0分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u> <u>14 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u>
<u>8～10</u> （略）	<u>15～17</u> （略）

（樫原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 樫原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和58年樫原市条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
附 則 1・2 （略）	附 則 1・2 （略）

改 正 前	改 正 後
(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例) 3 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>改正後の条例</u>第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>改正後の条例</u>第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。 4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>改正後の条例</u>第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は<u>改正後の条例</u>第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>改正後の条例</u>第5条の規定に該当する退職をし、かつ、勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。	(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例) 3 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>樺原市の一般職の職員の退職手当に関する条例</u>第3条から第5条まで又は<u>附則第8項若しくは第9項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同条例</u>第3条から第5条の3まで及び<u>附則第8項から第14項までの規定</u>により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。 4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>樺原市の一般職の職員の退職手当に関する条例</u>第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は<u>同条例</u>第5条の2及び<u>附則第10項</u>の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>樺原市の一般職の職員の退職手当に関する条例</u>第5条又は<u>附則第9項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中樺原市の一般職の職員の退職手当に関する条例第2条第2項、第10条第2項、第4項及び第9項の改正規定並びに附則第7項の改正規定並びに附則第3条及び第4条の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の樺原市の一般職の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第4項及び附則第3条の規定は、令和4年7月1日から適用する。

3 新条例第2条第2項及び第10条第2項及び附則第4条の規定は、令和4年10月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する新条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。））」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

第3条 新条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

第4条 新条例第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

理由 地方公務員法等の一部改正により、定年年齢の引上げ等が行われるため、60歳を超える職員が定年前の退職を選択した場合において、定年を理由とする退職と同様に退職手当を算定できるようにする等、所要の改正を行うもの

議第 5 7 号

 檀原市職員の分限に関する条例等の一部改正について

檀原市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

 檀原市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

（檀原市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例）

第 1 条 檀原市職員の分限に関する条例（昭和 3 1 年檀原市条例第 1 5 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（降給の事由） 第 2 条 <u>職員の勤務成績が良くない場合において、降任又は免職することが適当でないと認められるときは、その意に反して降給することができる。</u>	<u>（降給の種類）</u> 第 1 条の 2 <u>降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。</u> （降給の事由） 第 2 条 職員が、降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、<u>勤務成績が良くない場合において、その意に反して降給することができる。</u>

改 正 前	改 正 後
(<u>降給</u>の効果) 第7条 <u>降給</u>は、当該職員が現に受けている号給の下位3号給以内において行うものとする。 附 則 (略)	(<u>降号</u>の効果) 第7条 <u>降号</u>は、当該職員が現に受けている号給の下位3号給以内において行うものとする。 附 則 <u>1 (略)</u> <u>2 檀原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年檀原市条例第29号）附則第27項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに檀原市の一般職の職員の給与に関する条例附則第27項の規定による降給とする」とする。</u> <u>3 第3条第2項の規定は、檀原市の一般職の職員の給与に関する条例附則第27項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u> <u>4 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定を準用する。</u>

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年檀原市条例第17号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(懲戒の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下、給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては報酬（給料に相当する部分に限る。））の10分の1以下を減ずるものとする。	(懲戒の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下<u>の期間、その発令の日に受ける給料</u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては報酬（給料に相当する部分に限る。））の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>

(橿原市の一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 橿原市の一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和31年橿原市条例第29号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(目的) 第1条 この条例は、公務のために旅行する本市の一般職の職員（常時勤務を要しない職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>、任期付短時間勤務職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）及び臨時に任用される職員を除く。以下「職員」という。）等に対し支給する旅費に関し別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、公務のために旅行する本市の一般職の職員（常時勤務を要しない職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、任期付短時間勤務職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）及び臨時に任用される職員を除く。以下「職員」という。）等に対し支給する旅費に関し別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(橿原市の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 橿原市の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年橿原市条例第11号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(給与の種類) 第2条 職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げるものとする。 (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>再任用職員</u>」という。）以外の職員 給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）、期末手当、勤勉手当及び退職手当 (2) <u>再任用職員</u> 前号に掲げるもののうち、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び退職手当を除いたもの (再任用職員についての適用除外) 第16条 第4条、第4条の3、第4条の4及び第12条の2の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項</u>又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。	(給与の種類) 第2条 職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げるものとする。 (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>定年前三任用短時間勤務職員</u>」という。）以外の職員 給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）、期末手当、勤勉手当及び退職手当 (2) <u>定年前三任用短時間勤務職員</u> 前号に掲げるもののうち、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び退職手当を除いたもの (定年前三任用短時間勤務職員についての適用除外) 第16条 第4条、第4条の3、第4条の4及び第12条の2の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項</u>又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(樫原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 樫原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年樫原市条例第1号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改正前	改正後
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) <u>(2)・(3) (略)</u> (育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、<u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u>とする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職</u>	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) <u>(2) 檜原市の職員の定年等に関する条例（昭和58年檜原市条例第1号。以下「定年等条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u> <u>(3) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>(4)・(5) (略)</u> (育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、<u>次に掲げる職員</u>とする。 <u>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> <u>(2) 定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u> <u>(3) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職</u>

改 正 前	改 正 後
を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第 2 0 条 部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、橿原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、3 0 分を単位として行うものとする。 2 ・ 3 （略）	を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第 2 0 条 部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、橿原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、3 0 分を単位として行うものとする。 2 ・ 3 （略）

（橿原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 6 条 橿原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年橿原市条例第 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（1 週間の勤務時間） 第 2 条 （略） 2 （略） 3 地方公務員法第 2 8 条の 4 第 1 項若しくは第 2 8 条の 5 第 1 項又は同法第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 5 時間 3 0 分から 3 1 時間までの範囲内で、任命権者が定める。	（1 週間の勤務時間） 第 2 条 （略） 2 （略） 3 地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員で同法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 5 時間 3 0 分から 3 1 時間までの範囲内で、任命権者が定める。

改 正 前	改 正 後
4・5 （略） （週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 第4条 （略） 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間	4・5 （略） （週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 第4条 （略） 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短

改 正 前	改 正 後
勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。 （年次有給休暇） 第12条 年次有給休暇は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （1） 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数） （2）・（3） （略） 2・3 （略） （非常勤職員等の勤務時間等） 第19条 非常勤の職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項については、第2条から前条までの規定にかかわらず、別に条例で定める。 2 （略）	時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。 （年次有給休暇） 第12条 年次有給休暇は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （1） 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数） （2）・（3） （略） 2・3 （略） （非常勤職員等の勤務時間等） 第19条 非常勤の職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項については、第2条から前条までの規定にかかわらず、別に条例で定める。 2 （略）

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成8年樺原市条例第18号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 (1) ～ (3) (略) (4) <u>地方公務員法第28条の3第1項の規定により、引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u> <u>(5)</u> (略)	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 (1) ～ (3) (略) (4) <u>檀原市の職員の定年等に関する条例(昭和58年檀原市条例第1号。以下「定年等条例」という。)第4条第1項の規定により、引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u> <u>(5) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>(6)</u> (略)

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年檀原市条例第29号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同	(報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同

改 正 前	改 正 後
じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1) ～ (11) (略)	じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1) ～ (11) (略)

(樫原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第9条 樫原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年樫原市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(短時間勤務職員の任期を定めた採用) 第4条 任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。 2・3 (略) (特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等) 第8条 樫原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年樫原市条例第29号。以下「給与条例」という。）第3条から第4条の2まで、第7条、第7条の2、第8条、第8条の3、第10条から第12条まで、第14条、第14条の2、第14条の4及び第16条の規定（樫原市の上下水道事業職員等の給与の種類及び基準を定める条例（平成27年樫原市条例第48号。以下「水道職員給与条例」という。）第3条の規定により準用される場合を含む。）は、特定任期付職員には適用しない。 2・3 (略)	(短時間勤務職員の任期を定めた採用) 第4条 任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。 2・3 (略) (特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等) 第8条 樫原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年樫原市条例第29号。以下「給与条例」という。）第3条から第4条まで、第7条、第7条の2、第8条、第8条の3、第10条から第12条まで、第14条、第14条の2、第14条の4及び第16条の規定（樫原市の上下水道事業職員等の給与の種類及び基準を定める条例（平成27年樫原市条例第48号。以下「水道職員給与条例」という。）第3条の規定により準用される場合を含む。）は、特定任期付職員には適用しない。 2・3 (略)

(公益的法人等への橿原市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第10条 公益的法人等への橿原市職員の派遣等に関する条例（平成20年橿原市条例第21号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 <u>(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)</u> (2) 非常勤職員（地方公務員法 <u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定</u> により採用された職員を除く。） (3)・(4) (略) 3 (略)	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (2) 非常勤職員（地方公務員法 <u>(昭和25年法律第261号) 第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u> の規定により採用された職員を除く。） (3)・(4) (略) 3 (略)

(橿原市の上下水道事業職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第11条 橿原市の上下水道事業職員等の給与の種類及び基準を定める条例（平成27年橿原市条例第48号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(給与の種類) 第2条 上下水道事業職員で常時勤務を要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第2	(給与の種類) 第2条 上下水道事業職員で常時勤務を要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第2

改 正 前	改 正 後
6 1 号) <u>第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 2 項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 8 条第 1 項及び橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 0 年条例第 2 0 号）第 4 条の規定により採用された任期付短時間勤務職員を含む。）に対する給与は、給料及び手当とする。 2・3 （略）	6 1 号) <u>第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 8 条第 1 項及び橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 0 年条例第 2 0 号）第 4 条の規定により採用された任期付短時間勤務職員を含む。）に対する給与は、給料及び手当とする。 2・3 （略）

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（橿原市の一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 2 条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）で地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第 3 条の規定による改正後の橿原市の一般職の職員等の旅費に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第 1 条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

（橿原市の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 3 条 暫定再任用職員は、第 4 条の規定による改正後の橿原市の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

（橿原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 檀原市の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年檀原市条例第 号）附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、檀原市の職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、第7条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の規定を適用する。

（公益的法人等への檀原市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 第10条の規定による改正後の公益的法人等への檀原市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号及び第2号の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

理由 地方公務員法の一部改正により、定年年齢の引上げ等が行われるため、関係条例の文言の整理等、所要の改正を行うもの

議第58号

檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正について
 檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。
 令和4年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
 (檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)
 第1条 檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例(昭和32年檀原市条例第10号)の一部を次の表のように改正する。
 (下線部分は改正部分)

新旧対照表	
改 正 前	改 正 後
(給与の支給) 第4条 (略) 2 地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、本市の一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当支給基準日(以下「基準日」という。)現在における給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額、その合計額に100分の20を乗じて得た額並びに同給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として一般職の職員の例により算出して得た額とする。この場合において、檀原市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年檀原市条例第29号)第15条第2項中「100分の120」とあるのは、「 <u>100分の160</u> 」とする。	(給与の支給) 第4条 (略) 2 地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、本市の一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当支給基準日(以下「基準日」という。)現在における給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額、その合計額に100分の20を乗じて得た額並びに同給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として一般職の職員の例により算出して得た額とする。この場合において、檀原市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年檀原市条例第29号)第15条第2項中「100分の120」とあるのは、「 <u>、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の165</u> 」とする。

(檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)
 第2条 檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次の表のように改正する。
 (下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(給与の支給) 第4条 (略) 2 地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、本市の一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当支給基準日（以下「基準日」という。）現在における給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額、その合計額に100分の20を乗じて得た額並びに同給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として一般職の職員の例により算出して得た額とする。この場合において、橿原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年橿原市条例第29号）第15条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の165</u>」とする。	(給与の支給) 第4条 (略) 2 地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、本市の一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当支給基準日（以下「基準日」という。）現在における給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額、その合計額に100分の20を乗じて得た額並びに同給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として一般職の職員の例により算出して得た額とする。この場合において、橿原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年橿原市条例第29号）第15条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とする。

(橿原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 橿原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年橿原市条例第29号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(勤勉手当) 第16条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	(勤勉手当) 第16条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

改 正 前										改 正 後										
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>1 0 0 分の 9 5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>1 0 0 分の 4 5</u>を乗じて得た額の総額 3～6 (略) 別表第1（第3条関係） 給料表										(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 9 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 0 5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 4 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 5 0</u>を乗じて得た額の総額 3～6 (略) 別表第1（第3条関係） 給料表										
職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額		号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	
	再任用職員	円	円	円	円	円	(略)				再任用職員	円	円	円	円	円	(略)			
	1	<u>146, 100</u>	<u>195, 500</u>	<u>231, 500</u>	<u>264, 200</u>	<u>289, 700</u>					1	<u>150, 100</u>	<u>198, 500</u>	<u>234, 400</u>	<u>266, 000</u>	<u>290, 700</u>				
	2	<u>147, 200</u>	<u>197, 300</u>	<u>233, 100</u>	<u>266, 000</u>	<u>291, 900</u>					2	<u>151, 200</u>	<u>200, 300</u>	<u>236, 000</u>	<u>267, 700</u>	<u>292, 900</u>				
再任用職員	3	<u>148, 400</u>	<u>199, 100</u>	<u>234, 600</u>	<u>267, 800</u>	<u>294, 000</u>				再任用職員	3	<u>152, 400</u>	<u>202, 100</u>	<u>237, 500</u>	<u>269, 200</u>	<u>295, 000</u>				
	4	<u>149, 500</u>	<u>200, 900</u>	<u>236, 200</u>	<u>269, 900</u>	<u>296, 000</u>					4	<u>153, 500</u>	<u>203, 900</u>	<u>239, 000</u>	<u>271, 000</u>	<u>297, 000</u>				

改 正 前							改 正 後						
以 外 の 職 員	5	<u>150,600</u>	<u>202,400</u>	<u>237,600</u>	<u>271,600</u>	<u>297,900</u>	以 外 の 職 員	5	<u>154,600</u>	<u>205,400</u>	<u>240,300</u>	<u>272,700</u>	<u>298,800</u>
	6	<u>151,700</u>	<u>204,200</u>	<u>239,300</u>	<u>273,400</u>	<u>300,000</u>		6	<u>155,700</u>	<u>207,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,500</u>	<u>300,800</u>
	7	<u>152,800</u>	<u>206,000</u>	<u>240,800</u>	<u>275,200</u>	<u>302,200</u>		7	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>	<u>243,400</u>	<u>276,300</u>	<u>302,600</u>
	8	<u>153,900</u>	<u>207,800</u>	<u>242,400</u>	<u>277,200</u>	(略)		8	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>	<u>244,900</u>	<u>278,300</u>	(略)
	9	<u>154,900</u>	<u>209,400</u>	<u>243,500</u>	<u>279,200</u>			9	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>	<u>246,000</u>	<u>280,200</u>	
	10	<u>156,300</u>	<u>211,200</u>	<u>245,000</u>	<u>281,200</u>			10	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>	<u>247,500</u>	<u>282,200</u>	
	11	<u>157,600</u>	<u>213,000</u>	<u>246,600</u>	<u>283,100</u>			11	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>	<u>249,000</u>	<u>284,100</u>	
	12	<u>158,900</u>	<u>214,800</u>	<u>247,900</u>	<u>285,000</u>			12	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>	<u>250,300</u>	<u>286,000</u>	
	13	<u>160,100</u>	<u>216,200</u>	<u>249,400</u>	<u>287,000</u>			13	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>	<u>251,800</u>	<u>287,900</u>	
	14	<u>161,600</u>	<u>218,000</u>	<u>250,800</u>	<u>288,900</u>			14	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>	<u>253,000</u>	<u>289,700</u>	
	15	<u>163,100</u>	<u>219,700</u>	<u>252,100</u>	<u>290,800</u>			15	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	
	16	<u>164,700</u>	<u>221,500</u>	<u>253,500</u>	(略)			16	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>	<u>255,500</u>	(略)	
	17	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>	<u>255,000</u>				17	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>	<u>256,800</u>		
	18	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>	<u>256,500</u>				18	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>	<u>258,200</u>		
	19	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>	<u>258,200</u>				19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>	<u>259,600</u>		
	20	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>	<u>260,000</u>				20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	<u>261,100</u>		
	21	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>	<u>261,600</u>				21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	<u>262,700</u>		
	22	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>	<u>263,300</u>				22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>264,400</u>		
	23	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>	<u>264,900</u>				23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>266,000</u>		
	24	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>	<u>266,500</u>				24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>267,600</u>		
	25	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>	<u>268,400</u>				25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>269,400</u>		

改 正 前								改 正 後							
	26	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>	<u>270,200</u>					26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>			
	27	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>	<u>271,900</u>					27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>272,900</u>			
	28	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>273,600</u>					28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,600</u>			
	29	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>					29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>			
	30	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>	<u>277,000</u>					30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>			
	31	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>	<u>278,800</u>					31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>			
	32	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	<u>280,300</u>					32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>			
	33	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	<u>281,800</u>					33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>			
	34	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	<u>283,700</u>					34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>			
	35	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	<u>285,500</u>					35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>			
	36	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	(略)					36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	(略)			
	37	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>						37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>				
	38	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>						38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>				
	39	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>						39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>				
	40	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>						40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>				
	41	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>						41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>				
	42	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>						42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>				
	43	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>						43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>				
	44	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>						44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>				
	45	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>						45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>				
	46	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>						46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>				

改 正 前								改 正 後							
47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>						47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>					
48	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>						48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>					
49	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>						49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>					
50	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>						50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>					
51	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>						51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>					
52	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>						52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>					
53	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>						53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>					
54	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>						54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>					
55	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>						55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>					
56	<u>223,500</u>	(略)						56	<u>226,000</u>	(略)					
57	<u>223,800</u>							57	<u>226,300</u>						
58	<u>224,600</u>							58	<u>227,100</u>						
59	<u>225,400</u>							59	<u>227,800</u>						
60	<u>226,100</u>							60	<u>228,500</u>						
61	<u>226,800</u>							61	<u>229,200</u>						
62	<u>227,800</u>							62	<u>230,000</u>						
63	<u>228,600</u>							63	<u>230,700</u>						
64	<u>229,400</u>							64	<u>231,300</u>						
65	<u>230,100</u>							65	<u>231,900</u>						
66	<u>230,800</u>							66	<u>232,500</u>						
67	<u>231,700</u>							67	<u>233,100</u>						

改 正 前								改 正 後							
	68	<u>232,700</u>							68	<u>233,800</u>					
	69	<u>233,400</u>							69	<u>234,500</u>					
	70	<u>234,000</u>							70	<u>235,100</u>					
	71	<u>234,500</u>							71	<u>235,600</u>					
	72	<u>235,200</u>							72	<u>236,300</u>					
	73	<u>236,000</u>							73	<u>237,000</u>					
	74	<u>236,600</u>							74	<u>237,600</u>					
	75	<u>237,200</u>							75	<u>238,200</u>					
	76	<u>237,700</u>							76	<u>238,700</u>					
	77	<u>238,400</u>							77	<u>239,300</u>					
	78	<u>239,100</u>							78	<u>240,000</u>					
	79	<u>239,800</u>							79	<u>240,700</u>					
	80	<u>240,300</u>							80	<u>241,200</u>					
	81	<u>240,800</u>							81	<u>241,700</u>					
	82	<u>241,500</u>							82	<u>242,300</u>					
	83	<u>242,200</u>							83	<u>242,900</u>					
	84	<u>242,900</u>							84	<u>243,400</u>					
	85	<u>243,500</u>							85	<u>243,900</u>					
	86	<u>244,200</u>							86	<u>244,500</u>					
	87	<u>244,900</u>							87	<u>245,100</u>					
	(略)	(略)							(略)	(略)					

改 正 前	改 正 後
(略)	(略)

(樫原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 樫原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(勤勉手当) 第16条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50</u>を乗じて得た額の総額	(勤勉手当) 第16条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額

改 正 前	改 正 後
3～6 (略)	3～6 (略)

(樫原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第5条 樫原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年樫原市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後																
(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>338,000円</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>375,000円</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table> 2・3 (略) (特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3第1項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び樫原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年樫原市条例第20号）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3第1項中「前条第1項の規定に基づく市長が規則で定める職にある職員」とあるのは「樫原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年	号給	給料月額	1	<u>338,000円</u>	2	<u>375,000円</u>	(略)		(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>339,000円</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>376,000円</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table> 2・3 (略) (特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3第1項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び樫原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年樫原市条例第20号）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3第1項中「前条第1項の規定に基づく市長が規則で定める職にある職員」とあるのは「樫原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年	号給	給料月額	1	<u>339,000円</u>	2	<u>376,000円</u>	(略)	
号給	給料月額																
1	<u>338,000円</u>																
2	<u>375,000円</u>																
(略)																	
号給	給料月額																
1	<u>339,000円</u>																
2	<u>376,000円</u>																
(略)																	

改 正 前	改 正 後
橿原市条例第20号) 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。 3 (略)	橿原市条例第20号) 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5</u>」とする。 3 (略)

(橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第6条 橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3第1項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原市条例第20号）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3第1項中「前条第1項の規定に基づく市長が規則で定める職にある職員」とあるのは「橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原市条例第20号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5</u>」とする。	(特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3第1項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原市条例第20号）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3第1項中「前条第1項の規定に基づく市長が規則で定める職にある職員」とあるのは「橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原市条例第20号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。

改 正 前	改 正 後
3 (略)	3 (略)

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（次条において「改正後の特別職給与条例」という。）第3条の規定による改正後の橿原市の一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）及び第5条の規定による改正後の橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の特別職給与条例、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例、第3条の規定による改正前の橿原市の一般職の職員の給与に関する条例又は第5条の規定による改正前の橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職給与条例、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

理由 国家公務員の給与改定方針等に鑑み、初任給並びに若年層の職員及び一般職の任期付職員の給料月額の上上げ並びに職員の期末手当及び勤勉手当の額の改定を行うもの

議第 5 9 号

 樫原市国民健康保険税条例の一部改正について

 樫原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

 令和 4 年 1 2 月 6 日提出

 樫原市長 亀田 忠彦

 樫原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

 樫原市国民健康保険税条例（昭和 3 1 年樫原市条例第 4 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（課税額） 第2条 （略） 2 前項第 1 号の基礎課税額は、国民健康保険課税被保険者（前条第 1 項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第 2 項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6 3 0， 0 0 0 円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>6 3 0， 0 0 0 円</u>とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、国民健康保険課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>1 9 0， 0 0 0 円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>1 9 0， 0 0 0 円</u>とする。 4 （略） （国民健康保険税の減額）	（課税額） 第2条 （略） 2 前項第 1 号の基礎課税額は、国民健康保険課税被保険者（前条第 1 項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第 2 項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6 5 0， 0 0 0 円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>6 5 0， 0 0 0 円</u>とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、国民健康保険課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>2 0 0， 0 0 0 円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 0 0， 0 0 0 円</u>とする。 4 （略） （国民健康保険税の減額）

改 正 前	改 正 後
第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>630,000円</u>を超える場合には、<u>630,000円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>190,000円</u>を超える場合には、<u>190,000円</u>）並びに介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。 （1）～（3） （略） 2 （略）	第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>200,000円</u>を超える場合には、<u>200,000円</u>）並びに介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。 （1）～（3） （略） 2 （略）

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- この条例による改正後の榎原市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理由 地方税法施行令の一部改正により、課税限度額を引き上げる改正を行うもの

議第60号

檜原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 檜原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。
 令和4年12月6日提出

檜原市長 亀田 忠彦

檜原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 檜原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年檜原市条例第22号）の一部を次の表のように改正する。
 （下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（職員） 第10条 事業者は、事業所ごとに、<u>放課後児童指導員</u>（以下「<u>指導員</u>」という。）を置かなければならない。 2 <u>指導員</u>の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（<u>指導員</u>が行う支援について<u>指導員</u>を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。 3 <u>指導員</u>は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（10） （略） 4 （略） 5 <u>指導員</u>及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の事業所であつて、<u>指導員</u>のうち1人を除いた者	（職員） 第10条 事業者は、事業所ごとに、<u>放課後児童支援員</u>（以下「<u>支援員</u>」という。）を置かなければならない。 2 <u>支援員</u>の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（<u>支援員</u>が行う支援について<u>支援員</u>を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。 3 <u>支援員</u>は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（10） （略） 4 （略） 5 <u>支援員</u>及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の事業所であつて、<u>支援員</u>のうち1人を除いた者

改 正 前	改 正 後
又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 附 則 1 (略) (指導員の経過措置) 2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「研修を修了したもの」とあるのは、「研修を修了したもの（令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 附 則 1 (略) (支援員の経過措置) 2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「研修を修了したもの」とあるのは、「研修を修了したもの（令和8年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理由 放課後児童指導員の資格要件に係る経過措置期間が終了することに伴い、経過措置期間等について見直しを行うため、所要の改正を行うもの

議第 6 1 号

 檀原市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
檀原市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 4 年 1 2 月 6 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
檀原市子ども医療費の助成に関する条例（昭和 4 8 年檀原市条例第 2 5 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（定義） 第 1 条の 2 この条例において「子ども」とは、出生の日から <u>1 5 歳</u> に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者をいう。 2 この条例において「乳幼児」とは、子どものうち、出生の日から 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者をいい、「<u>就学児</u>」とは、子どものうち、乳幼児以外の者をいう。 3 （略） （証明書の交付等） 第 4 条 市長は、対象者に対し規則で定めるところにより医療費の助成の対象となる乳幼児又は <u>就学児</u> であることを示す証明書を交付するものとする。 2・3 （略）	（定義） 第 1 条の 2 この条例において「子ども」とは、出生の日から <u>1 8 歳</u> に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者をいう。 2 この条例において「乳幼児」とは、子どものうち、出生の日から 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者をいい、「<u>就学児等</u>」とは、子どものうち、乳幼児以外の者をいう。 3 （略） （証明書の交付等） 第 4 条 市長は、対象者に対し規則で定めるところにより医療費の助成の対象となる乳幼児又は <u>就学児等</u> であることを示す証明書を交付するものとする。 2・3 （略）

附 則
（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の樫原市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

理由 子ども医療費の助成制度において、助成対象年齢の拡大をはかり、子育て世帯への支援を充実させるため、所要の改正を行うもの